

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例

平成十八年十月十六日

福岡県条例第五十四号

〔福岡県認定こども園の認定基準に関する条例〕をここに公布する。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例

(平二四条例一九・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項及び第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定要件について定めるものとする。

(平二四条例一九・平二六条例三六・一部改正)

(類型)

第二条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当しなければならない。

一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

イ 幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子ども(法第二条第十項に規定する保育を必要とする子ども。以下同じ。)に該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設（法第二条第四項に規定する保育機能施設。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(当該保育所が所在する市町村における

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

三 その他の型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

（平一九条例七六・平二四条例一九・平二六条例三六・一部改正）

（子育て支援事業の実施）

第三条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制で行わなければならない。

2 認定こども園は、子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、市町村の意見を聴かななければならない。

3 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、規則で定める事項に留意しなければならない。

（平二四条例一九・追加）

（職員の配置及び資格の要件）

第四条 職員の配置及び資格に係る要件は、規則で定める。

（平二四条例一九・旧第三条繰下・一部改正）

（施設設備の要件）

第五条 施設設備に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 幼稚園型認定こども園のうち第二条第一号ロに掲げるものについては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次のイ及びロに掲げる要件を満たす場合は、これによらないことができる。

イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

三 満二歳未満の子どもの保育を行う場合は、前号の規定により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けること。

四 園舎、第二号の保育室、遊戯室及び屋外遊戯場並びに前号の乳児室及びほふく室は、規則で定める面積を有すること。

2 前項第二号の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にあり、かつ、子どもが安全に利用できる場所等規則で定める適当な場所に代えることができる。

3 満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合においては、第一項第二号の規定にかかわらず、認定こども園内において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることをもって調理室に代えることができる。

4 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第一項第二号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(平二三条例一〇・一部改正、平二四条例一九・旧第四条繰下・一部改正、平二六条例三六・一部改正)

(教育及び保育の内容の要件)

第六条 教育及び保育の内容に係る要件は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して主務大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針であって規則で定めるものをいう。）に基づかなければならない。また、認定こども園に固有の事情に配慮し、規則に定める教育及び保育を提供することとする。

(平二四条例一九・旧第五条繰下・一部改正、平二六条例三六・一部改正)

(保育者の資質向上等の要件)

第七条 保育者の資質向上等に係る要件は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図ることとする。

(平二四条例一九・旧第六条繰下・一部改正)

(管理運営等の要件)

第八条 管理運営等に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- 二 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- 三 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めること。
- 四 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めること。
- 五 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障がいのある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市町村との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- 六 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えること。
- 七 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- 八 通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行うこと。
- 九 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- 十 保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じること。
- 十一 事業の安定性及び継続性を保持するために必要な経済的基礎を有すること。
- 十二 その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

(平二四条例一九・平二六条例三六・平二九条例一一・令五条例八・一部改正)

(暴力団関係者の排除)

第九条 認定こども園は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 認定こども園の長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるものの

(平二六条例三六・追加)

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二六条例三六・旧第九条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第七六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一九号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

附 則（平成二九年条例第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第八号）

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（以下「新条例」という。）第八条第八号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて新条例第八条第七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。